資料５

北本市一般廃棄物処理基本計画
（第４次計画）

平成 29（2017）年 3 月

北　本　市

1 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化・資源化の課題

ごみ排出量は、平成 23 年度以降、減少傾向にあり、県の平均と比較しても少ない水準にありますが、循環型社会の形成に向けて、継続したごみ減量化への取組が必要です。

①家庭ごみ

資源を除く家庭ごみの一人１日当たりの排出量は、ここ 2,3 年で減少傾向に歯止めがかかり、第３次計画の目標値も達成していないことから、より一層のごみ減量化及び資源化が必要です。また市民意識調査において、ごみの発生・排出抑制の意識・行動が低いことから、ごみに関わる情報の提供や、循環型社会形成にむけた普及啓発活動の実施、４Ｒを行動に移すための仕組みづくりも必要です。

②事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、平成 23 年度以降減少傾向にあり、第３次計画の目標値を達成していますが、排出者責任の原則に則り、今後も継続して減量化に努めることが必要です。

(2) 収集・運搬の課題

各家庭や事業者には、本市が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められていますが、住民や事業者に分かりやすいごみ処理ルールの検討が必要です。

また、高齢社会に伴う高齢者単身世帯の増加等を踏まえ、自力でのごみの分別や排出が困難な世帯への対応も検討が必要です。なお、ごみ処理ルールを変更する場合は、住民や事業者への周知徹底が必要です。

(3) 中間処理の課題

現在、本市の可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っている埼玉中部環境センターは施設の老朽化が著しいことから、新たな施設を整備することが必要です。また、新たな施設を整備するまでの期間は、現在の施設において、適正な処理を継続することが必要です。

(4) 最終処分の課題

現在、焼却残さは民間に委託して資源化を行っています。本市では最終処分場を有していないため、今後も継続して、資源化を推進することが必要です。

①資源化への取組

事業者は、各種リサイクル法に基づくリサイクルを実施するほか、本市と連携したリサイクルの仕組みづくりを推進します。また、再生品を利用・活用することにより、循環型社会の構築に貢献します。

スーパーや小売店は、トレイや紙パック等資源物の店頭回収を推進します。

食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店等）は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品等の削減やリサイクルの取組を推進します。

2 収集・運搬計画

本市では、平成 34 年度までは、現在の分別区分や排出方法を基本としますが、平成 35 年度以降は、資源組合と連携し、ごみ処理ルールを見直します。なお、見直しに当たっては、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で、国や県の上位計画に示される考え方に基づき、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。

3 中間処理・最終処分計画

(1) 適正処理の継続

本市の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源は、平成 34 年度までは現状の体制で適正処理を継続します。なお、平成 35 年度以降は、資源組合で新たに整備するごみ処理施設において、適正処理を継続します。

(2) 処理残さの資源化

焼却処理後に発生する焼却残さは、現在、環境保全組合において、外部に委託し、セメントの原料として資源化していますが、平成 35 年度以降、資源組合で新たに整備する熱回収施設においても、発生する処理残さの資源化を推進します。

4 その他の計画

(1) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応

本市では、自力でのごみ分別が困難な高齢世帯に対し、高齢者介護に係る民間事業者と連携し対応策を検討するとともに、高齢世帯における生活の質を向上できる仕組みづくりを検討します。

(2) 不適正処理や不法投棄への取組

本市では、市民に対し、ごみ出しの決まり、分別方法、集積所の使い方など、集積所における適正利用の啓発とルール違反ごみの指導を推進します。また、無許可業者に対しては、市民団体やその他関係機関と連携し、不適正処理に係る監視、指導を強化します。

ポイ捨てや不法投棄防止に対しては、啓発活動を充実させ、自治会による美化活動の支援を推進するとともに、監視パトロールや指導を強化します。また、近年問題となってい